

沖縄県学校・保育 PCR 検査再開時の児童生徒、教職員の出席について(通知)

平素より、学校における感染症対策にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

みだしのことについて、学校関係者における感染拡大の防止と早期の教育活動の再開への寄与の目的の下、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担を軽減しつつ、迅速かつ機動的に PCR 検査を行政検査として行っております。

また、県新型コロナウイルス感染症対策本部より、学校・保育 PCR 検査における検査件数の拡充及び運営体制の強化などが行われたことにより、学校・保育 PCR 検査における接触者検査を下記の通り、令和4年3月4日の申請分より再開することいたします。

つきましては保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 出席停止とする場合

(1) 陽性者となった場合(児童・生徒以外の職員も含む)

① 発症した日の翌日から、10日間経過観察のため自宅療養等行い、解熱後3日以上経過後、登校となります。

(2) 濃厚接触者となった場合(児童・生徒以外の職員も含む)

① 最後に接触した日の翌日から2週間(オミクロン株患者の濃厚接触者については、7日間)出席停止となります。

② 学校・保育PCR検査の対応となります。

(3) 学校・保育PCR検査で陽性者となった場合(児童・生徒以外の職員も含む)

※上記(1)と同内容

2 出席停止としない場合

(1) 接触者となった場合(児童・生徒以外の職員も含む)

① 陽性者と同学級、部活動、登下校等、校内外等で接触のあった学校関係者

⇒学校・保育 PCR 検査の受検者となります、その際、以下の規定になります。

濃厚接触者→従来通り最後に接触した日の翌日から2週間(オミクロン株患者の濃厚接触者については、7日間)出席停止となります。

接触者→結果をまたずに登校・出勤できます。

⇒上記は、あくまでも『**学校PCR検査**』を受けた際の措置です。児童が体調不良、または、同居のご家族に濃厚接触者があり、念のためPCR検査を受けた場合等の際は、これまでの通り、検査結果が判明するまで登校を控えて下さい。

※上記の対応は、令和4年3月3日時点のものであり、今後の状況や文部科学省、厚生労働省、県教育委員会等の方針により随時変更の可能性もあり得る旨、ご承知おきください。